

ひらかたキングフィッシャーズスポーツクラブ規約

第1章 総則

(名称)

第1条 このクラブは、ひらかたキングフィッシャーズスポーツクラブ（以下「クラブ」という）と称する。

(事務局)

第2条 このクラブの事務局を公益財団法人枚方市スポーツ協会（以下「協会」という）内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 このクラブは、子供から高齢者まで、スポーツに関するあらゆる目的の人がスポーツ・運動を楽しめる場を提供し、地域振興とスポーツの普及・振興及び、市民の健康増進等、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 このクラブは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) スポーツ大会や教室・講習会の実施
- (2) 健康体力相談事業
- (3) イベント事業
- (4) 各種クラブ活動
- (5) 各種受託事業
- (6) 選手派遣事業
- (7) スポーツ選手活動の支援
- (8) スポーツ技術の指導、普及に関わる事業
- (9) スポーツに関する情報収集及び提供
- (10) 会報誌の発行
- (11) 各種スクール事業
- (12) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 メンバー

(メンバー資格)

第5条 このクラブは、スポーツ愛好者で本規約に賛同するものをメンバーとする。

(メンバーの種別)

第6条 このクラブのメンバーは次の種別とする。

- (1) レギュラーメンバー
- (2) ファミリーレギュラーメンバー（ファミリーとは同一居住のものに限る）

(3)個人サポートメンバー

(4)法人サポートメンバー

(入会手続)

第7条 このクラブに入会を希望するものは、所定の手続きに従い、入会申込書を代表に提出し、承認を得なければならない。代表は、申込みのあったものについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとする。入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人に通知しなければならない。

(登録料及び会費)

第8条 メンバーはこの規約の附則に定める登録料及び会費を納入しなければならない。

(休会)

第9条 やむを得ない理由により、活動に参加できない場合はクラブを休会することができる。

(メンバー資格の喪失)

第10条 メンバーが次の各号の一つに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)退会届の提出をした場合。
- (2)本人が死亡した場合、またはサポートメンバーである団体が消滅した場合。
- (3)正当な理由なく、会費を滞納した場合。
- (4)除名された場合。

(除名)

第11条 このクラブのメンバーが次の事項に該当する場合は、運営委員会の議決を経て除名する。

- (1)第5条の要件を満たさないとき。
- (2)このクラブの名誉を著しく傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 メンバーがクラブに納入した入会金、会費及びその他の抛出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第4章 役員

(役員構成)

第13条 このクラブに次の役員を置く。

- (1)運営委員 7名以上10名以内(うち、代表1名、副代表1名)
- (2)監事 1名以上2名以内

(役員職務)

第14条 代表は、このクラブを代表し、業務を統括する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるときはその職務を代理し、代表が欠けたときはその職務を行う。

3 運営委員は、委員会を構成し、本規約の定め及び委員会の議決に基づき、このクラブの業務の執行を行う。

4 監事は、運営委員の業務執行の状況を監査し、このクラブの財産の状況を監査する。

(代表の選任及び副代表の選出)

第15条 代表は、協会の副会長を以ってあてる。

2 副代表は、運営委員の中から選出し、総会の承認を得なければならない。

(監事の選出)

第16条 監事は、このクラブの運営に関係する学識経験を有する者の中から選出し、総会において承認を得なければならない。

(役員任期)

第17条 役員任期は2年間とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者の又は現任者の任期とする。

3 役員は、任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(専決)

第18条 代表が必要と認める緊急な事項は、代表が専決することができる。但し、代表は次の総会及び運営委員会において専決した事項を報告し、承認を求めなければならない。

第5章 会議

(総会)

第19条 このクラブの総会は、毎年1回、6月に開催することとし、代表が招集する。

2 代表が必要と認めたときは臨時総会を招集することができる。

3 総会は次の事項を議決する。

(1) 規約の変更

(2) 事業計画及び収支予算の決定並びにその変更

(3) 事業報告及び収支決算

(4) 役員選任及び解任、職務及び報酬

(5) 登録料及び会費の額

(6) その他このクラブの運営に関する重要事項

4 総会の議長は、その総会において、出席した運営委員又はメンバーの中から選出する。

5 総会は満18歳以上のレギュラーメンバー・ファミリーレギュラーメンバー及び役員をもって構成する。

6 総会の議決は、出席メンバーの過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 総会で議決した事項については、協会理事会で承認を得なければならない。

(運営委員会)

第20条 運営委員会(以下、「委員会」という)は次の事項を協議し、決定する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) クリエイティブ委員会に関する事項

(4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

2 委員会は代表が招集し、議長となる。

3 委員会は出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(クリエイティブ委員会)

第21条 クリエイティブ委員会に次の部会を設置し、部会長がそれぞれの部会を招集する。

(1) マネージメント部会

(2) 事業部会

(3) 広報部会

2 部会はクラブの具体的な事業の計画・実施を行う。

3 部会の構成・職務等は委員会で決定する。

第6章 会計

(資金)

第22条 このクラブの資金は、次に掲げるものとする。

(1) 入会金及び会費

(2) 事業等による収入

(3) 助成金・補助金

(4) 寄付金・協賛金

(5) 財産から生じる収入

(6) その他収入

(資金の管理)

第23条 このクラブの資金は、事務局が管理する。

(予算及び決算)

第24条 このクラブの予算及び決算は、総会で議決し、協会理事会で承認を得なければならない。

2 前項の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算の承認が得られない場合は、代表は運営委員会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ、収入・支出することができる。

(会計年度)

第25条 このクラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日を以って終る。

第7章 事故の責任

(事故の責任)

第26条 メンバーはクラブ活動に際しては、クラブの諸規定並びに施設管理責任者及び指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとし、クラブ及び指導者に対し、一切の損害賠償を請求しないものとする。

(保険の加入)

第27条 レギュラーメンバーは、スポーツ実施時の怪我等を補償される保険に加入しなければならない。クラブは、その活動中の傷害等についてはその保険の対象範囲でのみ対応するものとする。

第8章 細則

(細則)

第28条 本規約に定めのない事項及び運営上必要な内規は、協会理事会の議決を経て、代表がこれを定める。

附則

- 1 この規約は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 このクラブの設立当初の役員は、次に掲げる者とし、第 17 条の規定にかかわらず、このクラブの成立の日から平成 18 年 6 月 26 日までとする。
代 表 佐野 修
副 代 表 西邨 定実
運営委員 佐藤伸彦、世戸俊男、寺尾順一郎、長谷川通子、水眞龍次、宮原茂利
吉田富治
監 事 木俣一郎、田中克実
- 3 このクラブの設立当初の事業年度は、第 25 条の規定にかかわらず、このクラブの設立の日から平成 17 年 3 月 31 日までとする。
- 4 第 8 条に定める登録料及び会費は、次に掲げる額とする。
 - (1) レギュラーメンバー 登録料 1,000 円
月会費 一般 2,500 円 中学生以下 1,500 円
 - (2) ファミリーレギュラーメンバー 登録料 1,000 円 月会費 6,500 円
(1 家族 4 名まで) 4 名以上は 1 名追加ごとに 1,500 円
 - (3) 個人サポートメンバー 登録料 不要 年会費 一口 5,000 円
 - (4) 法人サポートメンバー 登録料 不要 年会費 一口 10,000 円
 - (5) スクール事業
スクール事業は月会費に加え事業費を設定し徴収することができる。
- 5 前項の 1 号、2 号及び 5 号に掲げる月会費を 12 ヶ月分一括して納入することができる。この場合、納入する額は前項の月会費の額に、11 を乗じて得た額とする。

附 則

- 1 この規約は、平成 16 年 8 月 11 日から一部改正のうえ施行し、同年 7 月 1 日から適用する。
- 2 この規約は、平成 20 年 5 月 25 日から一部改正のうえ施行し、平成 20 年 4 月 1 日より適用する。
- 3 この規約は、平成 21 年 5 月 24 日から一部改正のうえ施行し、公益財団法人枚方体育協会登記の日から適用する。
- 4 この規約は、平成 22 年 7 月 1 日から一部改正のうえ施行し、適用する。
- 5 この規約は、平成 23 年 5 月 21 日から一部改正のうえ施行し、同年 7 月 1 日から適用する。
- 6 この規約は、令和 2 年 6 月 2 日から改正のうえ施行し、同年 4 月 1 日から適用する。